

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年 6月29日
【会社名】	タカラバイオ株式会社
【英訳名】	TAKARA BIO INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 仲尾 功一
【本店の所在の場所】	滋賀県大津市瀬田三丁目4番1号
【電話番号】	(077)543局7200番
【事務連絡者氏名】	常務取締役総務部長 岡根 孝男
【最寄りの連絡場所】	滋賀県大津市瀬田三丁目4番1号
【電話番号】	(077)543局7200番
【事務連絡者氏名】	常務取締役総務部長 岡根 孝男
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成27年6月23日開催の当社第13回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年6月23日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金1円50銭

第2号議案 定款一部変更の件

1. 滋賀県草津市に現在建設中である新研究棟に本社機能を移転するため、本店の所在地の規定を 変更する。ただし、本変更については、平成28年に開催される第14回定時株主総会までに開催 される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとし、これを明確にす るため附則を新設する。

2. 取締役および監査役が、期待される役割を十分に発揮できるように、取締役の責任免除の規 定および監査役の責任免除の規定を新設する。

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役として、仲尾功一、大宮 久、竹迫一任、松崎修一郎、岡根孝男、峰野純一および ジャワハルラル・バハットの7氏を選任する。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役として、佐野文明、浅田起代蔵および上田伸次の3氏を選任する。

第5号議案 補欠監査役1名予選の件

補欠監査役として、三枝智之氏を予め選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成(個) (注1)	反対(個) (注1)	棄権(個) (注1)	可決要件	決議の結果	
					可決	賛成の割合 (注2)
第1号議案	868,907	7,877	0	(*)	可決	97.29%
第2号議案	869,544	7,240	0	(*)	可決	97.37%
第3号議案						
仲尾功一	867,032	9,770	0	(*)	可決	97.08%
大宮久	865,980	10,822	0	(*)	可決	96.96%
竹迫一任	870,908	5,894	0	(*)	可決	97.52%
松崎修一郎	871,277	5,525	0	(*)	可決	97.56%
岡根孝男	871,260	5,542	0	(*)	可決	97.56%
峰野純一	871,442	5,360	0	(*)	可決	97.58%
ジャワハルラル・バハット	870,469	6,333	0	(*)	可決	97.47%
第4号議案						
佐野文明	871,580	5,205	0	(*)	可決	97.59%
浅田起代蔵	871,668	5,117	0	(*)	可決	97.60%
上田伸次	861,746	15,039	0	(*)	可決	96.49%
第5号議案						
三枝智之	867,462	9,331	0	(*)	可決	97.13%

- (*) ・第1号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
- ・第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した議決権を行使することができる株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
- ・第3号議案、第4号議案および第5号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

- (注) 1. 賛成・反対・棄権の各議決権の数は、議案ごとに、本株主総会前日までの事前行使分および本株主総会当日に出席した株主のうちその意思の表示について確認できた一部の株主の分をもって集計したものであります。
2. 賛成の割合は、議案ごとに、本株主総会に出席した株主の議決権の数(本株主総会前日までの事前行使分および本株主総会当日に出席した株主の分の合計)に対する上記賛成の議決権の数の割合を算出したものであります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

いずれの議案も、本株主総会前日までの事前行使分および本株主総会当日に出席した株主のうちその意思の表示について確認できた一部の株主の議決権の数をもって賛成・反対・棄権の各議決権の数を集計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、上記(3)に記載の賛成・反対・棄権の各議決権の数には、本株主総会当日に出席した株主のうちその意思の表示について確認できていない株主の議決権の数は加算しておりません。

以 上